

給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象となりません。

## 確定申告書は ご自身で作成

市・道民税の申告受付期間中、所得税の確定申告も同時に受け付けていますが、確定申告書は申告する方ご自身が記入するか、パソコンの自動申告書等作成システム（市役所ロビーに設置）を使用し作成していただきます。

なお、申告会場は大変混みます。申告相談が必要な方は、「申告に必要なもの」を参考に、領収書等をまとめてたうえでお越しください。

## その他のお知らせ

### 【寄附金控除について】

市・道民税の寄附金控除が、所得控除方式から税額控除方式となり、適用下限額が10万円から5千円に引き下げられるなど、大幅に拡充されています。

控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告または市町村に住民税の申告をすることが必要となります。

詳しくは、平成22年1月1日現在の住所地の市町村にお

問い合わせください。

【公的年金等から市・道民税を引き落とす（特別徴収）制度について】

満65歳以上の方で、前年中に公的年金等の支払いを受け、介護保険料が年金から引き落としされているなど、一定の要件を備えている方は、公的年金等の所得にかかる市・道民税を、年6回支給される年金から引き落とす（特別徴収）制度が始まっています。

なお、公的年金等以外に給与所得や事業所得など、ほかの所得がある場合は、これらにかかる市・道民税は、給与からの特別徴収またはご自分で納付する普通徴収に分けて納付することになります。

ご不明な点は、市役所にお問い合わせください。

## 住宅借入金等特別 税額控除について

平成11年から平成18年または平成21年中に入居され、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けて

いる方で、平成21年分の所得税からこの控除額全額を控除することができなかった方は、控除できなかった金額を翌年度の市・道民税から控除することができます。

該当する方は、平成22年1月1日現在の住所地の市町村へ、平成22年3月15日までに所定の申告書を提出してください。

なお、確定申告や年末調整時に住宅借入金等特別控除の手続きをしている方は、市町村への申告は原則不要となりました。

## 納税は便利な“口座振替”で！

口座振替は、一度お申し込みいただくと、金融機関に出向くことなく、納期限の日にお届けの口座から自動的に振り替えられます。共働きや留守がちのご家庭などに、大変便利な制度です。

## 税金は納期限までに納めましょう！

災害・病気・失業などの事情がある方や納期限まで一度に納めることが困難な方など、都合が悪いときはそのままにせず、必ずご連絡をいただくかご相談にお越しください。

## 税務署からのお知らせ TEL 23-3261番

- 所得税の申告受付 2月16日(火)～3月15日(月)
- 消費税 申告期限 3月31日(水)

申告書の作成は 国税庁ホームページの [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で!!

e-Tax データ送付! 便利な 画面提出!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

## 「e-Tax」を利用する方にもおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

### 1 最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除ができます（平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません）。

### 3 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

### 2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要ですが）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 確定申告 検索

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。